

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	建設関係事業	関係項目
調 整 の 内 容	1．町道については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、町道の認定基準については、合併時まで調整する。 2．除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において除雪計画を策定する。 3．道路占用料は、合併時に、道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。 4．公営住宅等の家賃については、現行のとおりとする。	

区 分				鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				具体的な調整方針
				鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
町の道路状況	町道の路線数	1級路線	本	23	10	14	9	町道については、現行のとおり新市に引き継ぐこととする。
		2級路線	本	18	11	15	17	
		その他	本	401	273	217	100	
		計	本	442	294	246	126	
	町道の路線延長	1級路線	km	43.3	17.1	34.4	50.0	
		2級路線	km	31.9	24.2	28.1	28.9	
		その他	km	215.5	184.7	117.5	60.0	
		計	km	290.7	226.0	180.0	138.9	

区 分		鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				具体的な 調整方針	
		鷹巢町	合川町	森吉町	阿仁町		
町の道路状況	町道の認定基準	路線の認定					市道の認定基準については、 合併時まで調整する。
		根拠条例・規則・要綱等		鷹巢町町道認定基準（内規）	基準なし	基準なし	
	認定基準の 概要 （主なもの）	幅員	4.0m以上			3.0m以上	
		延長	50m以上			—	
		曲線半径	—			10m以上	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道、県道若しくは市町村道又は、農林道の相互間を連絡する道路であること。</li> <li>・ 集落と公道を連絡する道路、又は集落の相互間を連絡する道路であること。</li> <li>・ 公共施設と公道を連絡する道路、又は公共施設の相互間を連絡する道路であること。</li> <li>・ 道路管理上支障となる物件がないこと。</li> <li>・ 個人又は共有の道路敷地及び道路の付属する施設若しくは工作物は寄附により町に所有権が移転できるものであること。</li> <li>・ その他、町長が別に定める要綱等に適合すると認められた道路、又は公益上特に必要と認められた道路。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道（県道）と部落間の連絡道路。</li> <li>・ 部落と部落間の連絡道路。</li> <li>・ 国有鉄道の駅、病院、学校等の公共施設又は主要観光地に通ずる道路。</li> </ul>		

区 分				鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				具体的な 調整方針
				鷹巢町	合川町	森吉町	阿仁町	
除雪関連	除雪作業の状況	除雪延長	km	239.1 (私道等含)	148.2	106.9	96.8(林道含)	除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において除雪計画を策定する。
		除 雪 形 態		直営と委託	直営	直営と委託	直営	
		作 業 時 間		朝3時から7時	朝2時から7時	朝3時から7時	朝5時から午後1時	
		出 動 目 安		積雪5cm以上	積雪10cm以上	積雪10cm以上	積雪10cm以上	
		機械保有台数	台	67 (内委託50、貸与2)	16	30 (内委託3、貸与1、借上4)	17	
		除 雪 会 議		有	有	有	有	
		参 集 範 囲		委託業者 関係職員	関係職員	委託業者 関係職員	関係職員	

区 分		鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				具体的な 調整方針	
占用物件	占用料(単位)/金額(円)	鷹巢町	合川町	森吉町	阿仁町		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物						道路法施行令別表「乙地」	
第1種電柱	1本につき1年	770	770	770	770	1,000	
第2種電柱		1,200	1,200	1,200	1,200	1,600	
第3種電柱		1,600	1,600	1,600	1,600	2,200	
第1種電話柱		690	690	690	690	930	
第2種電話柱		1,100	1,100	1,100	1,100	1,500	
第3種電話柱		1,500	1,500	1,500	1,500	2,100	
その他の柱類		53	53	53	53	72	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7	7	7	7	10	
地下電線その他地下に設ける線類		4	4	4	4	5	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	520	520	520	520	700	
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	360	360	360	360	480	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	1,100	1,100	1,100	1,400	
郵便差出箱及び信書便差出箱		450	450	450	450	600	
広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,100	1,100	1,100	1,100	4,400	
PHS無線基地局	1基につき	310	-	-	-	495	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,100	1,100	1,100	1,100	1,400	
法第32条第1項第2号に掲げる物件							
外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36	36	36	36	48	
外径が0.1m以上0.15m未満のもの		53	53	53	53	72	
外径が0.15m以上0.2m未満のもの		71	71	71	71	95	
外径が0.2m以上0.4m未満のもの		140	140	140	140	190	
外径が0.4m以上m未満のもの		360	360	360	360	480	
外径が1m以上のもの		710	710	710	710	950	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		1,100	1,100	1,100	1,100	1,400	
法第32条第1項第5号に掲げる施設							
地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.003を乗じて得た額	-	Aに0.003を乗じて得た額	-	Aに0.003を乗じて得た額
	階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額	-	Aに0.005を乗じて得た額	-	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額	-	Aに0.006を乗じて得た額	-	Aに0.006を乗じて得た額
上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	710	710	710	710	2,900	
地下に設ける通路		360	360	360	360	1,500	
その他のもの		1,100	1,100	1,100	1,100	1,400	
法第32条第1項第6号に掲げる施設							
祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	11	11	11	11	44	
その他のもの	占用面積1㎡につき1月	110	110	110	110	440	
第7条第1号に掲げる物件							

合併時に、道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。

区 分			鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				具体的な 調整方針
占 用 物 件		占用料(単位)/金額(円)	鷹巢町	合川町	森吉町	阿仁町	
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	110	110	110	110	440
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,100	1,100	1,100	1,100	4,400
標識		1本につき1年	850	850	850	850	1,100
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11	11	11	11	44
	その他のもの	1本につき1月	110	110	110	110	440
幕(第7条第2号に掲げる工施用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	11	11	11	11	44
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	110	110	110	110	440
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100	1,100	1,100	1,100	4,400
	その他のもの		540	540	540	540	2,200
第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料		占有面積1㎡につき1月	110	-	110	110	440
第7条第4号に掲げる仮説建築物及び同条第5号に掲げる施設			110	-	110	110	140
第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場							
建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	-	-	-	-	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が2のもの		-	-	-	-	Aに0.009を乗じて得た額
	階数が3のもの		-	-	-	-	Aに0.011を乗じて得た額
	階数が4以上のもの		-	-	-	-	Aに0.013を乗じて得た額
その他のもの			-	-	-	-	Aに0.006を乗じて得た額
第7条第8号及び第9号に掲げる施設							
上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	-	-	-	-	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が2のもの		-	-	-	-	Aに0.009を乗じて得た額
	階数が3のもの		-	-	-	-	Aに0.011を乗じて得た額
	階数が4以上のもの		-	-	-	-	Aに0.013を乗じて得た額
その他のもの			-	-	-	-	Aに0.018を乗じて得た額

合併時に、道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。

Aは近傍類似の土地の時価を表すものとする。

備考

1. 金額の単位は、円とする。
2. 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
3. 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の遺伝又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
4. 井架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
5. 表示面積とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
6. Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。  
【道路法施行令 別表】
2. 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
  - イ 甲地、都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。
  - ロ 乙地帯の区域で甲地以外のものをいう。
  - ハ 丙地町及び村の区域をいう。
7. Aは、近傍類似の土地（第7条第8号及び第9号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
8. 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
9. 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1年未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

参考 【道路法】

（道路の占用の許可）

**第32条** 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

1. 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
2. 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
3. 鉄道、軌道その他これらに類する施設
4. 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
5. 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
6. 露店、商品置場その他これらに類する施設
7. 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

《改正》平12法106

**2** 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

1. 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
2. 道路の占用の期間
3. 道路の占用の場所
4. 工作物、物件又は施設の構造
5. 工事実施の方法
6. 工事の時期
7. 道路の復旧方法

**3** 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

**4** 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して有なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

**5** 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

i

]

t

区 分		鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				具体的な 調整方針
		鷹巢町	合川町	森吉町	阿仁町	
公営住宅	管理戸数	286戸	118戸	63戸	78戸	公営住宅の家賃は、公営住宅法に基づく使用料設定により、現行のとおりとする。
	家賃	毎年、収入申告書を徴し、公営住宅法に基づく家賃の設定方法により決定。	毎年、収入申告書を徴し、公営住宅法に基づく家賃の設定方法により決定。	毎年、収入申告書を徴し、公営住宅法に基づく家賃の設定方法により決定。	毎年、収入申告書を徴し、公営住宅法に基づく家賃の設定方法により決定。	
	駐車場使用料	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
特定公共賃貸住宅	管理戸数	該当なし	6戸	9戸	該当なし	特定公共賃貸住宅の家賃は、近傍類似の家賃を基に算出した額であり、現行のとおりとする。駐車場使用料は、現行のとおりとする。
	家賃		月額 42,000円 ～ 80,000円	月額 50,000円 60,000円 70,000円		
	駐車場使用料		無 料	該当なし		
町営住宅	管理戸数	該当なし	該当なし	12戸	該当なし	町営住宅の家賃は、公営住宅法に基づく使用料設定により、現行のとおりとする。
	家賃			月額 5,000円 ～ 70,000円		
	駐車場使用料			該当なし		